

令和7年度めだかの学校動画制作業務委託

仕 様 書

岡山市 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習課

1. 業務目的及び概要

本業務は、めだかの学校の魅力向上策の一つとして、展示している魚の高精細動画等を館内において上映すること及び岡山市内の小中学校における学習活動への活用を目的に、展示している魚の高精細映像及びめだかの学校の紹介映像を撮影、編集し、動画を制作するものである。

2. 本業務の基本事項

2.1 適用範囲

本仕様書は、岡山市(以下「委託者」という。)が受託者に委託する本業務に適用する。

2.2 業務期間

本業務の履行期間は、契約日から令和7年9月30日までとする。

2.3 業務担当課等

本業務の委託者の担当課は教育委員会生涯学習部生涯学習課とする。

所在地:岡山市北区大供一丁目1番1号

電話:086-803-1608

e-mail: shougaigakushuuka@city.okayama.lg.jp

2.4 協議

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施する為、受託者は各々の業務について委託者と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ、業務を遂行すること。
- (2) 委託者において必要と認めたときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は両者の協議により定めるものとする。なお、変更による必要な工期は別に定めるものとする。

2.5 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり、関係する法令・条例等はこれを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則
- (2) その他の関係法令

2.6 第三者の権利・利益の対象となるものの利用等

- (1) 本業務を実施するにあたり、第三者ソフトの利用が必要となる場合は、受託者の負担により委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

3. 業務内容

本業務は、下記の項目に沿って実施すること。業務内容の詳細については 下記のとおりである。

- (1) 展示している魚の高精細動画の作成

館内において展示している10種類の魚（カワムツ・ヌマムツ、ニホンウナギ、オオクチバス、ナマズ、コウライニゴイ、カムルチー、メダカ（ヒメダカ、ヒカリメダカ）、カワヨシノボリ、ギンブナ、スジシマドジョウ）をカメラで撮影、編集し、高精細動画を作成する。カメラは4K以上の解像度のものを使用し、レンズは拡大レンズを使用すること。本番撮影前にテスト撮影を行い、委託者に撮影内容について確認を取ること。

また、撮影時には、委託者の指定する立会人が立会うこととし、魚を撮影する順番や取扱について、適宜、立会人から指示を仰ぐこと。

その他の詳細については、以下のとおり。

(a) 撮影場所

岡山市北区建部町建部上 609 番地

岡山市環境学習センター「めだかの学校」館内 おもちゃの宿

(b) 撮影日時

委託者と調整の上、決定する。

なお、テスト撮影は1日、本番撮影期間は連続する2日間を原則とする。

(c) 撮影方法

1種類の撮影につき、2台以上のカメラを使用すること。うち1台はカメラ位置を固定し、連続撮影を行うこと（撮影後、タイムラプスにより編集する）。必要に応じて、照明機材等を使用し、鮮明な映像の撮影を図ること。その他詳細な撮影方法については、委託者と協議の上、決定すること。

(d) 撮影人員

撮影時には受託者から2名以上の人員を割いて、撮影作業にあたること（撮影者と撮影補助要員など）。撮影作業においては、過去に魚類等動きのある水棲生物を被写体とした撮影業務の実務経験がある人員に従事させることが望ましい。

(e) 準備物

以下の資材については、委託者において準備するものし、これら以外の撮影、動画編集に必要な資材については受託者において準備するものとする。

- ・撮影用の魚
- ・撮影用の水槽
- ・水槽内の水
- ・水槽を置く台座
- ・必要に応じて撮影時に水槽内に配置する置物等

(f) 製作する映像の内容

必ず含めるもの

- ・被写体の全体像
- ・被写体の顔（正面と側面）
- ・被写体ごとの特徴的な部位（例：尾びれなど）

できるだけ含めるもの

- ・被写体の性別が分かる部位
- ・血流の様子

(g) 製作のポイント

肉眼では目視しづらい魚の体表面の色艶や模様等の細部が観察できるような映像にすること。動画編集にあたっては、小中学校での学習活動に活用することに留意し、普段の観察では見られない場面（採餌、交尾、産卵、孵化等）が撮影できた場合には、動画制作に積極的に活用すること。

(h) 製作する映像の長さ

魚 1 種類につき 2 分程度

(i) 映像編集

カラーグレーディング、スロー編集等を適宜行うこと。映像には字幕文および BGM をつけること。字幕文は委託者が提供したものを使用すること。BGM の素材は受託者において用意すること。BGM は魚の種類ごとに異なるものを使用すること。

(j) その他

撮影時における水槽からの魚の出し入れ、水槽の清掃、水の入れ替えについては、委託者において行う。

(2) 館内放映用動画の製作

(1)と令和 5 年度に撮影した施設紹介の映像(1 分 3 0 秒程度)を編集し、館内放映用動画を製作する。ただし、施設紹介内にある看板の映像は切り取っておくこと。

(a) 製作する動画の長さ

1 0 分～1 3 分程度

(b) 動画の内容

(1)で撮影した映像を魚の種類ごとに 1 分程度の動画にカットし、令和 5 年度に製作した施設紹介の動画とつなぎ合わせて 1 本の動画にする。

(c) 動画編集

動画には字幕文および BGM をつけること。字幕文は委託者が提供したものを使用すること。BGM の素材は受託者において用意すること。

4. 成果品

4.1 完了検査

受託者は、契約期間内に全作業工程を完了した時点で、委託者の定める委託完了届を提出し委託者の検査を受けるものとし、検査の合格をもって本業務を完了したものとする。

4.2 成果納品

受託者は、本業務の成果品について、委託者の検査を受けるものとし、検査完了後に納品すること。

4.3 成果品の帰属・著作権等

成果品の帰属、著作権等については、別に定める場合を除き、以下のとおりとする。

- (1) 受託者は、委託の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条及び第28条に定める権利を含む。)を当該目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、委託の目的物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該委託の目的物内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- (3) 委託者は、委託の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した名称を変更することができる。
- (4) 受託者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときには、その改変に同意する。また、委託者は、委託の目的物が著作物に該当しない場合には、当該委託の目的物内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- (5) 受託者は、委託の目的物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該委託の目的物を使用又は複製し、また、第41条の規定にかかわらず当該委託の目的物内容を公表することができる。

4.4 成果品のかし

- (1) 納品の後、成果品に「かし」が発見された場合は、委託者の指示に従い必要な処理を受託者の負担において行うこと。
- (2) 成果品の納入後1年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合は、委託者の指示に基づき受託者の責任において関連する項目を再検査し、不良箇所を修正すること。

4.5 提出成果品、提出形式及び提出期限

提出成果品、提出形式及び提出期限は次のとおりとする。

(1) 提出成果品の種類

- ・魚の高精細動画(1種類につき2分程度)
 - ① (字幕あり・BGMあり)・・・10種類(mp4の4K画質)
 - ② (字幕あり・BGMあり)・・・10種類(HD画質)(YouTube用)
- ・館内放映用動画(10分～13分程度)
 - ③(字幕あり・BGMあり)・・・1種類(mp4の4K画質)
- ・館内放映用動画(10分～13分程度)
 - ④(字幕あり・BGMあり)・・・1種類(mp4の4K画質を32GB以内に収まるよう加工したもの)

(2) 提出形式

- ・上記(1)①～③の動画データを入れたハードディスク・・・1点
 - ※データは編集可能な形態とすること。
- ・上記(1)④の動画データを入れたSDカード・・・1枚
 - ※4K対応メディアプレイヤー(サンワサプライ製 400-MEDI023)で再生可能であること。

(3) 提出期限

令和7年9月30日

4.6 ウイルスチェック

成果品については、すべてウイルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物がウイルスに感染していることにより、委託者または第三者が損害を受けた場合は、すべて受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。

以上